

10. 大津市歴史博物館条例（平成 17 年施行）

平成 2 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、本市に歴史博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市歴史博物館

位置 大津市御陵町 2 番 2 号

(事業)

第 3 条 博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸等に関する資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、調査研究し、展示し、及び利用に供すること。
- (2) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (3) 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会、見学会等を開催すること。
- (4) 博物館資料の展示のほか、美術等に関する展覧会の場として企画展示室を利用に供すること。
- (5) その他博物館の目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第 4 条 博物館の常設展示を観覧しようとする者(市内に住所を有する者で身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けているもの、滋賀県療育手帳制度実施要綱(昭和 48 年 12 月 1 日施行)に規定する療育手帳の交付を受けているもの及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの並びにこれらの者を介護する者(これらの者 1 人につき 1 人に限る。)並びに市内に住所を有する者で 65 歳以上のものを除く。)及び特別展示を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

2 常設展示の観覧料は、別表第 1 に定めるとおりとする。

3 特別展示の観覧料は、その都度市長が定める。

4 市長は、博物館の観覧について、前売券その他の特別観覧券を発行することができる。

5 前項の特別観覧券の料金は、その都度市長が定める。

(平 9 条例 37・一部改正)

(博物館資料の特別利用)

第 5 条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影、写真原板の使用等をしようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 博物館資料の撮影又は写真原板の使用の許可を受けた者は、別表第 2 に定める使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

(平 17 条例 25・一部改正)

(企画展示室の使用許可等)

第 6 条 博物館の企画展示室を使用しようとする者は、教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 博物館の企画展示室の使用の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

(平 17 条例 25・一部改正)

(観覧料及び使用料の減免)

第 7 条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料及び使用料の返還)

第 8 条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

その全部又は一部を返還することができる。

(歴史博物館協議会)

第 9 条 博物館法第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に大津市歴史博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

3 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理運営等について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 号(博物館資料の展示及び利用に係る部分に限る。)及び第 4 号並びに第 4 条から第 8 条の規定は、教育委員会規則で定める日(平成 2 年 10 月 28 日—平成 2 年教育委員会規則第 11 号)から施行する。

付 則(平成 4 年 3 月 24 日)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 10 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市歴史博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

第 33 条 改正後の大津市歴史博物館条例(以下「新歴史博物館条例」という。)別表第 1 の規定は、施行日以後の常設展示の観覧に係る観覧料について適用する。

2 新歴史博物館条例別表第 2 の規定は、施行日以後の使用の許可に係る企画展示室の使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る企画展示室の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 9 月 29 日条例第 37 号)

この条例は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日条例第 25 号)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の大津市歴史博物館条例第 5 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後にする許可に係る博物館資料の撮影又は写真原板の使用について適用する。

別表第 1(第 4 条関係)

(平 9 条例 10・一部改正)

区分	観覧料(1 人 1 回につき)	
	個人利用	団体利用(15 人以上)
小学生・中学生	100 円	80 円
高校生・大学生	150 円	120 円
一般	210 円	160 円

別表第 2(第 5 条関係)

(平 17 条例 25・追加)

区分	使用料
ビデオ撮影	1 点 1 回につき 6,300 円
写真撮影	1 点 1 回につき 3,150 円
写真原板の使用	写真原板 1 枚 1 回につき 2,100 円

別表第 3(第 6 条関係)

(平 9 条例 10・一部改正、平 17 条例 25・旧別表第 2 繰下)

室名\使用時間	午前 9 時から午後 5 時まで
企画展示室 A	20,400 円
企画展示室 B	10,200 円

備考 使用者が入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、上表の金額に入場料等のうち最高額のものがあるときは1,000円以下のときは3割、1,000円を超えるときは5割に相当する金額を加算した額とする。